

総務省「公的機関向けウェブアクセシビリティ対応講習会」

平成 31 年 1 月 17 日（木）仙台会場

総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 情報活用支援室 企画係長 佐伯

「公的機関に求められるウェブアクセシビリティ対応」

皆様こんにちは。本日は講習会にお集まりいただき、ありがとうございます。総務省情報活用支援室の佐伯と申します。私どものところでは、普段より障害者向けの情報通信施策を担当しておりまして、その一環としまして公的機関の皆様へ、高齢者・障害者を含めた誰もがホームページ等で提供される情報、機能を支障なく利用できるウェブアクセシビリティの向上に向けた取り組みを促進しております。昨年度は、全国的な調査を行いまして、その結果、まだまだウェブアクセシビリティの啓発が必要だと考えておりまして、今年、全国で講習会を実施させていただいております。本日は、まず基本的な背景からお話させていただきまして、それから昨年度調査から分かった傾向などを踏まえた今後の皆様の取り組みにお役立ていただけるようなお話をさせていただければと考えております。ぜひ本日の講習会をきっかけにさせていただきまして、皆様の機関でウェブアクセシビリティの取り組みを一層進めていただきますようお願いいたします。本日はよろしく願いいたします。

まず、私の方から「公的機関に求められるホームページ等のウェブアクセシビリティ対応」と題しまして、基本的な背景のお話をさせていただきます。流れとしましては、まず背景、その次に関係する規定やガイドライン、それから昨年度調査の概要と本年度事業について簡単にお話しさせていただきます。

まずこちらは、少し古いものですが、障害者のインターネット利用実態です。多くの障害者の方が、インターネットを重要な情報源として活用していただいています。ウェブアクセシビリティが十分に確保されていないと必要な情報が得られないといった事例がございます。ウェブアクセシビリティをあらためてご説明いたしますと、高齢者や障害者を含め、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味します。情報を提供する側は、ウェブアクセシビリティに配慮して適切に対応したページを作っていないと、高齢者や障害者が、ホームページ等から情報を取得できなかつたり、ウェブ上の手続きができないという問題が発生して社会生活で多大な不利益が発生したり、災害時等々に必要な情報が届かないといったことになってしまったら命の危機にも関わることがございます。そのため公的機関では、特にウェブアクセシビリティが、強く求められています。

こちらは、実際に障害者がどのようにホームページを見ているか、総務省のサイトでその例を紹介したビデオを公開しております。後の説明のところでも、一部紹介させていただくのですが、まずはこちらご覧になっていただいて、ウェブアクセシビリティを考えてみていただきたいと考えております。全盲の方は、読み上げとキーボード操作。弱視の方は、画面の拡大と色の反転。肢体不自由の方は、自身に合った入力装置などといった形で、同じページでもいろいろな方法で見ている方々がいるという事実を知っていただきたいと考えております。

ウェブアクセシビリティの法的な背景をお話しさせていただきます。2014年に「障害者権利条約」を日本が批准しております。その中では、「障害者が情報通信（インターネットを含む）を利用する機会を有することを確保するための適切な措置を講じ、それを妨げる障壁を撤廃すること。」と規定されています。これに関連しまして障害者基本法では、「国及び地方公共団体は、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。」、障害者差別解消法では、「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」という規定がございます。こちら、障害者権利条約の中身ですけれども、ウェブアクセシビリティは、九条1(b)というところに含まれています。

次は、障害者基本法の中身ですけれども、こちらは障害者関連のすべての基本となる法律となっていて、障害者基本計画を定めることとか、情報の利用におけるバリアフリー化といったところが規定されています。

先ほどの、障害者基本法に基づきまして、障害者基本計画が閣議決定されています。今年の3月に現在の第4次障害者基本計画というのが出来まして、それまでの第3次よりも、ウェブアクセシビリティについてより強い扱いとなっています。後ほど、みんなの公共サイト運用ガイドラインというものをご説明させていただきますけれども、下の方に赤字であるようにそのガイドラインに即した必要な対応を行うと具体的に規定されております。都道府県や地方公共団体におきましても、この障害者基本計画を基本とした計画を定めるよう規定されています。

こちらは、障害者差別解消法の概要です。ここでは、合理的配慮という言葉が出てきます。国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人に対して合理的配慮が義務付けられています。合理的配慮の提供とは何かと申しますと、「障害者が日常生活や社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、

その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して個別の状況に応じた措置を講じる。」という意味でして、例えば車いすの方がいたら手助けをしたりとか、窓口で筆談したりとかといったことなどが例として挙げられます。できることはしようという考え方のものです。

障害者差別解消法の中で、「合理的な配慮を的確に行うために必要となる環境の整備」という言葉が出てきます。こちらは、事前に準備できることはしておきましょうという考え方のものとして、ウェブアクセシビリティは、この環境の整備という位置付けで計画的に推進することが求められております。

ウェブアクセシビリティが確保されていないとどうなるのか、簡単な例を挙げてみたのですが、目が見えない方は避難情報が画像で公開されていても分からないとか、耳が聞こえない方が、市長の会見のビデオが掲載されているけど、何を言っているのか分からないといったことや、キーボードで操作できないと、マウスが使えない人がそもそもそのページを辿れなかったりするというような例がございます。

アクセシビリティを改善していくとはどういうことなのか、簡単にイメージを掴んでいただきたいと思うのですが、こちら例えば、よくある左の図のようなバナーがあると思いますけど、大臣、副大臣、政務官の動きと書いてあります。このボタンみたいなものが、目の見える人には文字が書いてあるのですが、実はただの画像でですね、見えない人には左側だと何のことか分からない。右側のようにページの中に情報を埋め込んであげることによって読み上げソフトを使ったときに、それが読み上げられて、目の見えない方にも何のボタンか分かるようになるといったことがございます。

次の例は色の問題です。見える方は分かると思うのですが、左がやや見づらくて、右だとはっきりしていると思うのですが、色を区別する力が弱い人は、左側の図で何が書いてあるか全くわからないといったことが発生してしまう可能性があります。

このような、いろいろな要素がございまして、それを改善していくのがウェブアクセシビリティという事になってきます。詳しい話は、後々、説明させていただきます。

「ウェブアクセシビリティを確保する」というのは、障害者のためというのもあるのですが、それ以外の方でも、例えば一時的に不都合がある人にも役立ちますし、高齢者が増えていますけれども、高齢者もだんだん障害者のように視聴覚能力などが衰えてきたりします。そういった方々への対応もありますし、例えば、機械で読みやすくなったりすることがあると翻訳とかがうまくいったりとか、検索が見つかりやすくなったりとか、こ

れからの時代AIがちゃんと情報を持ってきてくれたりということがあるかもしれないですけども、そういった効果もありまして、ユーザビリティが向上しまして、利用者の満足度も上がって、問合せなどが減ってくるといった効果もございます。

以上で、ウェブアクセシビリティが大事だと何となくわかっていただけたかと思うのですが、実際にウェブアクセシビリティの確保していくために、その基本となる規定やガイドライン等もありますので紹介させていただきます。

まず、これまでの経緯とともにお話させていただきます。後ほど詳しくご紹介しますが、日本工業規格 JIS によってウェブアクセシビリティの規格というのが定められています。2004年に JIS の規格が制定されて、2005年には総務省で、みんなの公共サイト運用モデルというものを策定しております。そこから、公的機関のウェブアクセシビリティの確保の推進というのをしてきたのですが、JIS の改正などに合わせて現在のみんなの公共サイト運用ガイドラインの策定など各種施策を進めてきております。miChecker という言葉も出てきますけれども、こちらも後ほど詳しく説明させていただきます。

JIS というのは、国際規格に今は従う形で作られているのですが、この JIS X 8341-3 というのが、ウェブアクセシビリティを定めている規格となります。8341、「やさしい」という語呂になっていますので覚えておいていただければと思います。この JIS の中では、A と AA、AAA といった分類された 61 項目の達成基準がございまして、それを守っていきましょうということになっています。一方、みんなの公共サイト運用ガイドラインは、その JIS 規格に従って公的機関の皆様がウェブアクセシビリティの維持向上に向けて取りかかる手順書という位置付けで策定しております。この中では、敢えてそのまま記載しているのですが、2017 年度末までに適合レベル AA に準拠しましょうということが書いてあります。中身は、この後の説明でも詳しく解説予定ですので省略させていただきます。

ガイドラインの対象としているものは、かなり広いものがございまして、基本的にはウェブコンテンツ全てとさせていただきたいのですが、その中でも公式ホームページ、まずは絶対こちらをやりましょうということが書いてあります。ガイドラインの内容なのですが、大きく 3 つのポイントがございまして、まず 1 つ目はウェブアクセシビリティの方針を決めて公開しましょうということ。2 つ目に JIS 規格の適合レベル AA に準拠するようにページを改善していきましょうということ。3 つ目に「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」の公開をしましょうということになっています。2 つ目の AA 準拠、先ほど申しましたように目標は既に過ぎているわけですが、まだこれから取り組むところでは、なるべく速やかな対応が期待されているということになります。ただし、本来の目的は、「誰もがホームページを利用できるようにすること」ですので、目標に追われて

本質を見失わないように取り組んでいただければと思います。

昨年度の JIS 規格の調査について簡単にお話しさせていただきます。先ほどからお話ししてきました JIS 規格というのに、公的機関がどの程度対応できているのかということをはっきりさせるために、昨年度秋、その JIS 規格の中でも機械的に判別できるところを、プログラムで回りました、国の機関と地方公共団体のサイト全部に対し調査させていただきました。結果については、後ほど詳しく説明させていただきます。

国と地方公共団体の皆様でしたら、このような調査結果を昨年 2 月にお送りさせていただいております。こちらを参考として、今後のウェブアクセシビリティの向上に取り組んでいただきたいと考えておりまして、調査結果を踏まえた対応については、後ほど解説で詳しく説明させていただく予定です。

昨年度の調査を受けまして今年度実施している事業をご紹介します。昨年度の調査の結果、様々な問題点が明らかになりました。そこで、まだまだウェブアクセシビリティの普及啓発が必要ということで、1 つ目、今回のような講習会を全国 8 か所で実施しているところです。2 つ目ですけれども、既にお送りしてご回答いただいているところもあると思いますけれども、アンケートを実施しております。全国的な公的機関を対象としたウェブアクセシビリティのアンケートとしましては、今のガイドラインができて初めて実施するものとなっております。今後、私共がウェブアクセシビリティ確保の促進をしていくために貴重な資料となりますので、まだアンケートの期限は延期しておりますので、是非ご回答をお願いいたします。3 つ目が独立行政法人等の調査になります。昨年と同じようなものなのですが、先ほどご紹介させていただきました障害者差別解消法のところでは、独立行政法人と地方独立行政法人も国や地方公共団体と同じような合理的配慮の義務というのが関わってきます。そのため昨年と同じものを実施させていただいております。特別ご対応いただくという事はないのですが、調査結果をお送りさせていただきますので、説明会などもございますので、そういったものをきっかけにウェブアクセシビリティの取り組みを、独法の方につきましてもお願いいたします。

この後は、本日の事務局を担当していただいております、長年公的機関のウェブアクセシビリティに携わっておられるアライド・ブレインズさんに、皆さんに具体的な取り組みなどをお話しさせていただきますので、是非今日の講習会を聞いて戻りましたら、それを生かして積極的にウェブアクセシビリティの取り組みを進めていただきますよう、私からお願い申し上げまして、お話を終わりとさせていただきます。ご清聴、ありがとうございました。